

Information 健康福祉課

広野町高齢者日常生活用具給付等事業について

広野町では、在宅高齢者、ひとり暮らし高齢者などに対し緊急通報装置などを給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とした事業を行っています。

- 対象者
65歳以上のひとり暮らし高齢者、65歳以上の高齢者のみ世帯
- 緊急通報装置
会津若松市のアイネット株式会社に業務を委託しており、ご自宅への取り付けから撤去までをアイネットの担当者が行います。緊急時にボタンを押すだけでアイネットのコールセンターに繋がりと、医療専門員が対応します。コールセンターには24時間無休で電話がつながりますので、真夜中の緊急時にも相談、救急車の要請が可能です。また、申請時に家族などの緊急連絡先を協力員として登録しておくことで、緊急時にはアイネットから協力員にも連絡が行きます。毎週1回お元気コールが来ますので、安否確認にもなります。

- マゴコロボタン
町が事業者からマゴコロボタンを購入し、利用希望者に貸与します。町が管理するシステムでボタンの押下履歴を確認できますので、毎日最低1回ボタンを押すだけで日々の安否確認に繋がります。2日以上連続してボタンの押下が確認できない場合は翌営業日にお電話または訪問をさせていただきます。また、利用者の希望に応じてお薬の時間のお知らせや緊急地震速報、熱中症警戒情報などのメッセージ配信ができます。さらにボタンを続けて2回押下することで、町が委託するコールセンター(午前8時～午後6時、土日祝対応／年末年始を除く)から軽易な生活援助サービスについての御用聞きコールが来ます。コールセンターが広野町社会福祉協議会(午前8時30分～午後5時15分／土日祝、年末年始を除く)に希望する軽度生活援助サービスについて伝え、社会福祉協議会から詳しいお話を伺うためにお電話が来ます。
※緊急通報装置とマゴコロボタンの同時貸与はできません。

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 町民税務課

固定資産税と国民健康保険税は7月31日が納期限です

- 固定資産税(2期)と国民健康保険税(1期)の納期限は、次のとおりです。
- 納期限 令和6年7月31日(水)
 - 納付場所 ①あぶくま信用金庫 本・支店
②福島さくら農業協同組合 本・支店
③東邦銀行 本・支店
④いわき信用組合 本・支店
⑤ゆうちょ銀行 東北6県の各支店
⑥福島銀行 本・支店
⑦大東銀行 本・支店

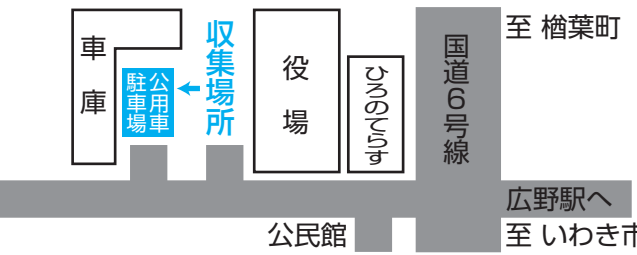
- ⑧広野町役場 出納室
⑨コンビニエンスストア
■口座振替日 あぶくま信用金庫
令和6年7月31日(水)
その他の金融機関
令和6年7月29日(月)
※口座振替については、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 広野町 町民税務課 ☎0240-27-4160

Information 環境防災課

令和6年8月16日の盆送り供物等の回収について

- 町内の河川と海岸の環境を守り、町をきれいにするために、今年も盆送りの供物などをお預かりします。預かり場所には焼香台を用意します。
- また、カン、ビン、ペットボトルなどを取り除いてから持ち込むようお願いします。
- 期日 令和6年8月16日(金)
午前6時～午前9時
 - 場所 広野町役場「公用車駐車場」



問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

Information 健康福祉課・福島県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療制度のお知らせ

- 令和6年8月1日から被保険者証が新しくなります
・現在お使いの被保険者証(オレンジ色)は、令和6年7月31日で有効期限が切れるため使用できなくなります。令和6年8月1日から令和7年7月31日の期間は7月下旬に交付する被保険者証(ピンク色)をご使用ください。

- ・期限の切れた被保険者証は、誤使用や詐欺被害を防ぐため、細かく裁断して処分するか、広野町健康福祉課窓口まで返却してください。
- 問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113
福島県後期高齢者医療広域連合
☎024-528-9025

Information こども家庭課

令和6年度 児童手当制度改正について(予定)

- 令和6年10月分の手当(12月支給分)から、児童手当制度改正が予定されております。
- 現時点で把握している内容を掲載しております。新たな情報が判明次第、随時更新します。
- 主な改正内容
- ・高校生年代までの支給期間の延長
 - ・多子加算について第3子以降3万円へ変更
 - ・対象児童カウント方法の変更
 - ・所得制限の撤廃
 - ・支払月を年3回から偶数月の年6回へ変更(令和6年12月から振込予定)

■支給対象
満18歳に到達後の最初の3月31日までの子ども

■支給額

	第1子、第2子	第3子以降
0歳～3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	30,000円

※満22歳に到達後の最初の3月31日までの子どもを第1子とカウントする。

- 所得制限
なし ※児童手当の振込先は、従来と同様に「生計を維持する程度の高い者」です。

■支払月(改正前)

支払月	対象期間
2月期	10～1月分
6月期	2～5月分
10月期	6～9月分

(改正後)

支払月	対象期間
2月期	12～1月分
4月期	2～3月分
6月期	4～5月分
8月期	6～7月分
10月期	8～9月分
12月期	10～11月分

- ※制度が改正された場合、初回振込は令和6年12月(10～11月分)に予定しております。
- 問 広野町 こども家庭課 ☎0240-27-2115

Information 健康福祉課

意思疎通支援事業の実施について

- 広野町では、聴覚障がい者の生活、医療、教育などに関することや社会参加のために、意思疎通支援事業として次の2事業を実施しております。
- 手話通訳者等派遣事業
医療機関での診察や行政手続きなど、日常生活で手話通訳等が必要な場合において、手話通訳者等を派遣いたします。
無料で利用ができますが、事前に利用申請が必要となります。
健康福祉課窓口あるいはホームページより申請書を手入のうえ、派遣を必要とする日のおおむね7日前までに健康福祉課まで申請をお願いいたします。

- 遠隔手話通訳事業
広野町役場で行う行政手続きで手話通訳が必要な場合において、電子端末を用いた手話通訳を行います。
ご利用の際は、健康福祉課窓口までお申し出ください。
- 問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113
ファクス 0240-27-1355
メール kenkoufukushi@town.hirono.fukushima.jp